

◎新潟県告示第860号

政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年6月新潟県告示第1222号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 苦情の申立て</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 協議の終了 手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関の<u>いずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。</u></p> <p>(3) 協議の期間の取扱い 手続5(1)の規定による苦情申立期間の計算に当たっては、手続2(2)に基づく協議を経て、苦情が解決に至らなかった場合における当該協議に要した期間の日数は、苦情申立期間の進行が停止するものとして除いて計算する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>10</u>作業日の緩やかな解釈 手続5(3)に基づく苦情申立ての却下については、<u>10</u>日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「<u>10</u>作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じ、例外的措置として「申立て後<u>10</u>作業日」を経過した<u>場合も</u>却下することができる。</p> <p>(3) 誤った教示をした場合の救済 関係調達機関又は新潟県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は<u>所定の苦情申立期間に</u>申し立てられたものとみなす。</p> <p>(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法 手続5(6)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」(平成8年3月1日新潟県政府調達苦情検討委員会決定)により行う。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 代理人についての承認の申請の方式等 ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面には、代理人の所属する弁護士</p>	<p>1 苦情の申立て</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 協議の終了 手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関の<u>いずれかも</u>打ち切ることができる。</p> <p>(3) 協議の期間の取扱い 手続5(2)の規定による苦情申立期間の計算に当たっては、手続2(2)に基づく協議を経て、苦情が解決に至らなかった場合における当該協議に要した期間の日数は、苦情申立期間の進行が停止するものとして除いて計算する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 苦情の検討の手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>7</u>作業日の緩やかな解釈 手続5(2)に基づく苦情申立ての却下については、<u>7</u>日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「<u>7</u>作業日」以内に却下することを<u>基本原則</u>とするが、個別事情に応じ、例外的措置として「申立て後<u>7</u>作業日」を経過した<u>後に</u>却下することができる。</p> <p>(3) 誤った教示をした場合の救済 関係調達機関又は新潟県政府調達苦情検討委員会事務局が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。</p> <p>(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法 手続5(5)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」(平成8年3月1日新潟県政府調達苦情検討委員会委員<u>長</u>決定)により行う。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 代理人についての承認の申請の方式等 ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面には、代理人の所属する弁護</p>

会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき  
手続5(8)カ<sup>イ</sup>の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(8)ク<sup>イ</sup>の書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5(8)コ<sup>イ</sup>の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を持つ者の定義

手続5(8)タ<sup>イ</sup>の「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

ア 手続5(9)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)ア<sup>イ</sup>の規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続5(10)ウ<sup>イ</sup>の「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき  
手続5(7)カ<sup>イ</sup>の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(7)ク<sup>イ</sup>の書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5(7)コ<sup>イ</sup>の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続5(7)タ<sup>イ</sup>の「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

ア 手続5(8)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(8)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(9)ア<sup>イ</sup>の規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続5(9)ウ<sup>イ</sup>の「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

(1) 報告書への少数意見の記載

委員会は、手続6(1)に基づく報告書の作成に当たり、委員が少数意見の公表を求めた場合には、少数意見を報告書に付記することができる。

(2) 検討結果及び提案の公表について

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

手続 8 の規定に基づく公表は、「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について」(平成11年 6 月新潟県告示第1223号) により行う。

手続 8 の規定に基づく公表は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法についてにより行う。